

和歌山県立医科大学科学研究費助成事業取扱規程

制 定 平成18年8月1日和医大規程第167号
最終改正 平成28年3月31日和医大規程第89号

(目的)

第1条 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）における文部科学省科学研究費補助金及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）（以下「補助金等」という。）の経理の取扱いについては、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「直接経費」とは、補助金等による研究の遂行に直接必要な経費をいう。

2 この規程において、「間接経費」とは、補助金等による研究の実施に伴う管理等に必要な経費をいう。

3 この規程において、「研究者」とは次に掲げる者とする。

- (1) 教員（教授、准教授、講師、助教）
- (2) 非常勤講師
- (3) 学内助教
- (4) 博士研究員
- (5) 特別研究員

4 第3項に掲げる者以外の者については、文部科学省が示す補助金等の応募資格要件を満たすか個別に判断するものとする。

(申請等の事務)

第3条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に対する補助金等に係る申請、研究内容及び経費配分の変更に係る報告等に関する事務は、研究推進課において行うものとする。

(設備等の寄附)

第4条 補助金等の交付を受けた研究者は、直接経費により購入した設備、備品（少額物品を含む）又は図書（以下「設備等」という。）を、購入後直ちに本学に寄附しなければならない。

2 寄附を行った研究者が他の研究機関に異動した場合に、寄附を行った設備等の返還を求めたときは、学長は、当該研究者にその設備等を返還しなければならない。

(間接経費の事務)

第5条 本学は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者から譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うものとする。

2 当該研究者が他の研究機関に異動した場合に、本学は、原則として直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に原則返還しなければならない。

(補助金等の取扱)

第6条 補助金等については、公立大学法人和歌山県立医科大学出納事務取扱規程（以下「出納事務取扱規程」という。）第23条第2項の預り金として取り扱うものとする。

(補助金等の出納保管)

第7条 経費管理責任者は、補助金等の適正な事務を確保するため、補助金等を本学補助金等専用口座に預金し、出納保管するものとする。

2 前項の経費管理責任者は出納事務取扱規程第2条第10項に定める経理責任者をもって充てる。

3 預金等により生じた利子は、当該補助金等の目的に使用しなければならない。

(内部監査)

第8条 毎年度、無作為に抽出した補助事業について、内部監査を実施するものとする。

(関係書類の保管)

第9条 経費管理責任者は、補助金等の収支関係を明らかにした関係書類を研究種目ごとに分類の上、科学研究費補助金については、交付を受けた年度終了後5年間、学術研究助成基金助成金については、補助事業期間終了後5年間保管するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、補助金等の事務の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。